

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
**人事労務センター**  
 〒812-0011  
 福岡市博多区博多駅前 4-33-11-702  
 ☎ 092-409-4188  
 Fax092-409-4187  
 Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## こぶし 辛夷の花



庭のコブシは、“鷹の kite”や“ダミーのカラスとフクロウ”に守られて、満開になりました。

でも、ヒヨドリは、もう慣れてきているようで、来年は違った対策を立てなければと思っています。



### 社会保険労務士の役割

大隈 昭子

新型コロナウイルス感染症は、緊急事態宣言が発出される事態となり、国民の生活に重大な影響を及ぼしています。

こうした状況のなかで、多くの事業所から質問や問い合わせが寄せられ、ある在宅介護事業所からは、「介護ヘルパーの訪問数が、減って賃金が払えない」との相談があり、スポーツジムの社長さんからは、「お客様のキャンセルが続き、休業手当の保障はしたいが、助成金があれば教えて欲しい」と、相談がありました。

また、医療関係事業所からは、「感染地域に

出掛ける職員に、2週間の自宅待機をさせるが、賃金保障はどうしたら良いのか」との問い合わせもありました。

また、ホテルや飲食店のダクトや消臭・清掃を請け負う事業所からは、「工事がキャンセルになり、15店舗の定期作業がキャンセルになった」と相談があり、スナックのママさんからも「自粛でお客様が9割以上減って、ホステスさんへのお給料も支払えないので、」との訴えがあり、「セーフティーネットの活用をどうしたらいいのか」と相談がありました。

また、育児休業から職場復帰したばかりの社員さんからは、「保育園から登園自粛の要請があったが、どう対応したら良いでしょうか」などの質問が寄せられています。

これらの訴えからは、「何とか労働者の雇用を守りたい」「事業の継続のために何とかしたい」との必死の熱意が伝わってきます。

こうしたなかで、社会保険労務士としての私に、「出来ることは何なのか」を突き付けられ、あらためて考えさせられる機会となりました。そして、今、「雇用調整助成金の特例」等を積極的に活用するサポートに取り組み、また、融資の相談をされる事業所には、関係機関の相談窓口や相談事例等を紹介しています。

こうした取り組みのなかで、“自粛”だけが求められ、それへの補償がいつまでも明確にならない日本の政治、特に政府の姿勢に怒りを感じています。

## えんどう豆の花が咲きました

桜のあとにえんどう豆の花が咲きました。

グリーンピース、サヤエンドウやスナップエンドウとしてなじみがあります。

メンデルが遺伝の研究を行い「メンデルの法則」を発見したことでも有名です。

(写真は、芋生さんの Facebook から)



人事労務センターホームページ  
<http://roumu.b-souken.com>

# 育児休業明けに、保育園から登園自粛の連絡があった。

## Q&A

Q：育児休業を終えて、職場復帰の予定で、保育園の入園が確定していましたが、保育園より、新型コロナウイルス感染症が拡がるなかで、登園自粛の要請がありました。どうしたらよいのですか？

A：育児休業は、原則として1歳未満の子を養育する場合に取得することが出来、育児休業終了予定日の1か月前までに申し出ることによって、育児休業の繰り下げ変更を行うことができます。

Q：終了予定日まで1か月に満たないのですが、大丈夫でしょうか？

A：あなたの場合、新型コロナウイルス感染予防によるもので、緊急事態宣言も出されており、該当するものと思われます。

Q：手続きとしては、会社に、保育園からの「登園自粛の要請書」を付けて繰り下げ変更申出書を出せばよいのですか？

A：そうです。会社は、育児・介護休業規程に沿った対応をされると思います。

注) 育児休業法では、1歳になった後も、一定の要件を満たせば1歳2カ月まで、そして1歳6カ月に達するまで、または2歳になるまでの期間に延長することも可能となっています。

育児休業期間中は、休業開始日から180日間(6か月)は、通常の給与の67%それ以降は、50%の育児休業給付金が支給されます。

また、その期間は、社会保険料(健康保険料・厚生年金保険料)が、労使共に負担免除となり、この間の保険料は納付したものととして、被保険者の将来の年金額に反映されます。

企業事業主を支援する助成金です。

○対象となる取り組み⇒テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施した場合、取組に要した費用が助成されます。

○対象経費は、謝金・旅費・借損料・会議費・雑役務費・印刷製本費・備品費・機械装置等購入費・委託費など

1	・テレワーク用通信機器の導入・運用
2	・就業規則・労使協定等の作成・変更
3	・労務管理担当者に対する研修
4	・労働者に対する研修、周知・啓発
5	・外部専門家(社会保険労務士など)による導入のためのコンサルティング



## あとかき

自粛・自粛で行動範囲は狭められ、ちょっと咳が出るだけで(えっ、まさか感染したの?)と体温チェックをし、外出すればマスク着用と手洗いが必須です。



仕事は、テレワークが中心で、訪問は極力減らす仕事と生活が続いています。

報道によれば、日に日に感染者は増え、医療崩壊が危惧されています。

機材が揃わない劣悪な条件のなかでも、医療関係の現場では、大変な重圧と恐怖の中でも奮闘されている姿には、本当に頭が下がります。

一日も早く、コロナ感染症の終息を願わずにはられません。

(写真は、庭のモミジの新緑です)

## 助成金情報

働き方改革推進支援助成金(テレワークコース)

労働時間の設定改善及び仕事と生活の調和の推進のため、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小



人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子

TEL 092-409-4188

FAX 092-409-4187

Eメール: akiko@b-souken.com